

科目免除について

例 1 過去2年以内に公害防止管理者等国家試験を受験し、合格した科目がある場合

- 同じ試験区分を受験する場合に限り、すでに合格している科目の試験を免除できます。
- 次年度以降の出願時に、**10桁の管理番号**を申込画面の該当箇所に入力し、免除申請をしてください。（出願時の申請必須）

<管理番号について>

- 一部の科目が不合格だった場合（資格未取得）、**管理番号**が発番されます。「試験結果通知」及び「科目免除申請に関するご案内」のはがきに印字されています。
- 試験区分ごとに異なる番号（10桁の数字）が発番されます。**最初の2桁は試験区分**（01～13の13区分）です。次年度以降に免除申請をする場合には、**受験する試験区分の番号と管理番号の頭2桁が一致**※していれば免除可能です。
- 同一試験区分の受験で毎年科目合格と不合格を繰り返している場合、管理番号は変わりません。ただし、すべての科目合格の有効期限が切れた場合にはその管理番号は抹消されます。新たに科目合格した場合には新しい管理番号が発番されます。

※ 管理番号の頭2桁が一致とは

例えば、**水質3種**の区分番号は**（07）**です。07から始まる管理番号がある場合、水質3種受験時に科目免除ができます。

<科目免除ができる期限>

- **合格した年の初めから3年以内**に受験する場合に限りです。令和6年に合格した科目については、令和8年まで免除可能です。

試験区分：水質関係第3種の場合

1年目：**水質3種（07）**を受験し、3科目に合格

公害総論 (01)	科目合格
水質概論 (07)	科目合格
汚水処理特論 (08)	科目合格
大規模水質特論 (10)	不合格

管理番号：**07**12345678

2年目（又は3年目）：**水質3種（07）**を受験する場合に限り、合格科目（3科目）を免除できます。

公害総論 (01)	免除申請
水質概論 (07)	免除申請
汚水処理特論 (08)	免除申請
大規模水質特論 (10)	受験

管理番号：**07**12345678

水質3種（07）の受験で**水質4種（08）**に含まれる試験科目に科目合格していても、免除申請して**水質4種（08）**の資格を取得することはできません。

公害総論 (01)	免除申請不可
水質概論 (07)	免除申請不可
汚水処理特論 (08)	免除申請不可

水質4種**08**の試験科目

試験区分番号不一致

例2 過去の受験で区分合格（＝資格を取得し、合格証書が発行されている）している場合

- 合格した試験区分に含まれる同一科目を別の試験区分を受験する場合に試験の免除申請ができます（下記の具体例参照）。
- 合格証書に記載されている**8桁の合格証書番号**を申込画面の該当箇所に入力してください。（出願時の申請必須）
- 受験申込受付期間中に免除申請を行わなかった場合は、その年の受験において、免除科目の追加は一切できません。
- **平成18年度以降**（科目合格制度導入後）の国家試験合格者が対象です。免除申請に有効期限はありません。

試験区分：水質関係第4種の場合 ※この例では複数の試験区分の同時受験は想定していません。

平成18年度以降に
水質関係第4種を受験し、区分合格

試験科目	結果
公害総論 (01)	科目合格
水質概論 (07)	科目合格
汚水処理特論 (08)	科目合格
区分合格	

例1 平成19年度以降※

水質関係第1種の出願時に、水質関係第4種の試験科目との共通科目（3科目）の免除申請をして受験可能

試験科目	結果
公害総論 (01)	免除申請
水質概論 (07)	免除申請
汚水処理特論 (08)	免除申請
水質有害物質特論 (09)	受験
大規模水質特論 (10)	受験

例2 平成19年度以降※

大気関係第4種の出願時に、水質関係第4種との共通科目である公害総論の免除申請をして受験可能

試験科目	結果
公害総論 (01)	免除申請
大気概論 (02)	受験
大気特論 (03)	受験
ばいじん・粉じん特論 (04)	受験

公害総論、水質概論、
汚水処理特論 の免除が可能

公害総論
の免除が可能

試験区分：特定粉じん関係の場合 ※この例では複数の試験区分の同時受験は想定していません。

平成18年度
特定粉じん関係を受験し、区分合格

試験科目	結果
公害総論 (01)	科目合格
大気概論 (02)	科目合格
ばいじん・粉じん特論 (04)	科目合格
区分合格	

例 平成19年度以降※

大気関係第1種の出願時に、特定粉じん関係の試験科目との共通科目（3科目）の免除申請をして受験可能

試験科目	結果
公害総論 (01)	免除申請
大気概論 (02)	免除申請
大気特論 (03)	受験
ばいじん・粉じん特論 (04)	免除申請
大気有害物質特論 (05)	受験
大規模大気特論 (06)	受験

例2 平成19年度以降※

水質関係第4種の出願時に、特定粉じん関係との共通科目である公害総論の免除申請をして受験可能

試験科目	結果
公害総論 (01)	免除申請
水質概論 (07)	受験
汚水処理特論 (08)	受験

公害総論、大気概論、
ばいじん・粉じん特論 の免除が可能

公害総論
の免除が可能